

株式会社ホンジョー
定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ホンジョーと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 社会的課題解決に関する事業
- 2 廃棄物の選別、加工による再生事業
- 3 自動車、非鉄金属、鉱産物等の売買及び輸出入業
- 4 産業廃棄物の収集、運搬、保管及び中間処理業
- 5 一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業
- 6 貨物利用運送事業及び倉庫業
- 7 古物の売買業
- 8 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- 9 障害者の地域活動支援に関する事業
- 10 児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業
- 11 インターネットを利用した各種情報提供サービス及び通信販売業
- 12 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
- 13 土木工事業
- 14 とび・土工工事業
- 15 石工事業
- 16 鋼構造物工事業
- 17 ほ装工事業
- 18 塗装工事業
- 19 造園工事業
- 20 水道施設工事業
- 21 解体工事業
- 22 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役の承認を得なければならない。

(株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載請求)

第9条 当社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りでない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録された株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所、宛て先及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準

日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 前項にかかわらず、取締役社長は、株主から株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して株主総会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく株主総会を招集する。
- ④ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
- ⑤ 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(権限)

第16条 株主総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 計算書類の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 資本金の額の増加及び減少
- (7) その他株主総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(書面による決議)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当社の取締役が1名のときは、その取締役を代表取締役とし、取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役を1名定め、代表取締役をもって社長とする。

② 社長は、当社を代表する。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

- ② 配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第26条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他法令に従う。

平成24年5月15日作成

平成24年5月16日認証

平成24年5月17日設立

令和3年6月10日改訂